次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容			
名称	所在地	実習内容	
［略］			
青野仁俊	北海道上川郡東神楽町ひじり野南三条三丁目一番十八号	耕種農業	
備考　表中の「〃」の記載は注記である。			

改正前			
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容			
名称	所在地	実習内容	
［同上］			
［項を加える。］			

○法務省告示第五百五十号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月一日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容			
名称	所在地	実習内容	
［略］			
株式会社協立製作所	東京都品川区東中延一丁目二番十九号	機械加工	
備考　表中の「〃」の記載は注記である。			

改正前			
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容			
名称	所在地	実習内容	
［同上］			
［項を加える。］			

○法務省告示第五百五十一号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年十一月六日法務省告示第五百四十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月一日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容			
イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関			

改正前			
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容			
イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関			